

## 結果の概要

### I 少年鑑別所

#### 1 収容状況

平成26年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は683人で、前年(762人)に比べ79人(10.4%(前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。))減少している。男女別では、男子が621人(構成比90.9%)、女子が62人(同9.1%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりであり、減少傾向にある。

平成17年を100とした指数で見ると、同26年は、総数(男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。)が54(男子56、女子が38)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
人員	総数	1,271	1,178	1,036	986	954	895	861	830	762	683
	男	1,107	1,041	918	882	853	800	775	750	689	621
	女	165	137	117	104	101	95	86	80	73	62
指数	総数	100	93	82	78	75	70	68	65	60	54
	男	100	94	83	80	77	72	70	68	62	56
	女	100	83	71	63	61	58	52	48	44	38

(注) 1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある(以下この結果の概要において同じ。)

2 少年鑑別所の統計表(以下記載を省略。)の1表(少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「14-00-01」。以下統計表番号のみ記載。)参照

#### 2 新収容人員

平成26年における新収容人員は10,194人で、前年(11,491人)に比べ1,297人(11.3%)減少している。男女別では、男子が9,251人(構成比90.7%)、女子が943人(同9.3%)となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりであり、減少傾向にある。

平成17年を100とした指数で見ると、同26年は、総数が52(男子が54、女子が37)となっている。

第2表 新収容人員の推移

区分	平成17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
人員	総数	19,626	18,171	15,800	15,098	14,565	13,639	13,189	12,547	11,491	10,194
	男	17,085	16,017	14,012	13,504	13,026	12,189	11,834	11,366	10,382	9,251
	女	2,541	2,154	1,788	1,594	1,539	1,450	1,355	1,181	1,109	943
指数	総数	100	93	81	77	74	69	67	64	59	52
	男	100	94	82	79	76	71	69	67	61	54
	女	100	85	70	63	61	57	53	46	44	37

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置又はその他(勾留状、引致状等による入所)により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない(用語の解説参照)。

2 1表(14-00-01)参照

### 3 新収容者の年齢

平成26年における新収容者の人員は9,775人で、前年（10,914人）に比べ1,139人（10.4%）減少している。男女別では、男子が8,887人（構成比90.9%）、女子が888人（同9.1%）である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年（平成26年）の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では17歳が19.6%と最も高く、次いで16歳が19.2%、19歳が18.1%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は17歳と16歳がいずれも19.3%、次いで19歳が18.6%の順となっている。女子は17歳の23.0%、16歳の18.7%に次いで、15歳が17.0%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区 分	総数	年少			中間			年長					
		少年	13歳以下	14歳	15歳	少年	16歳	17歳	少年	18歳	19歳	20歳以上	
人 員	総数	9,775	2,482	111	981	1,390	3,795	1,878	1,917	3,498	1,665	1,771	62
	男	8,887	2,213	98	876	1,239	3,425	1,712	1,713	3,249	1,544	1,651	54
	女	888	269	13	105	151	370	166	204	249	121	120	8
構成比	総数	100.0	25.4	1.1	10.0	14.2	38.8	19.2	19.6	35.8	17.0	18.1	0.6
	男	100.0	24.9	1.1	9.9	13.9	38.5	19.3	19.3	36.6	17.4	18.6	0.6
	女	100.0	30.3	1.5	11.8	17.0	41.7	18.7	23.0	28.0	13.6	13.5	0.9
前年の構成比	100.0	28.0	1.2	10.9	16.0	38.9	19.2	19.7	33.1	15.6	16.8	0.7	

- (注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。
- 2 前年の構成比とは、前年（平成25年）の総数に対する構成比である（以下この結果の概要において同じ。）。
- 3 5表（14-00-05）参照

### 4 新収容者の非行名

平成26年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が82.7%、特別法犯が13.9%、ぐ犯が3.5%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗（34.1%）、傷害（21.7%）、道路交通法違反（9.4%）の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男女ともに窃盗（男子34.8%、女子26.7%）、傷害（男子21.8%、女子20.2%）が上位を占める点は共通しているが、第3位以降は男女で相違が見られる。男子は道路交通法違反（10.0%）、詐欺（4.8%）、女子はぐ犯（15.9%）、覚せい剤取締法違反（6.3%）の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	9,775	100.0 (100.0)	8,887	100.0	888	100.0
刑 法 犯	8,080	82.7 (84.1)	7,476	84.1	604	68.0
公務執行妨害	71	0.7 (1.0)	69	0.8	2	0.2
放 火	66	0.7 (0.5)	56	0.6	10	1.1
住 居 侵 入	178	1.8 (2.1)	168	1.9	10	1.1
強制わいせつ・強姦	331	3.4 (3.2)	329	3.7	2	0.2
殺 人	30	0.3 (0.3)	24	0.3	6	0.7
傷 害	2,117	21.7 (24.2)	1,938	21.8	179	20.2
過失運転致死傷	110	1.1 (1.1)	108	1.2	2	0.2
窃 盗	3,331	34.1 (33.3)	3,094	34.8	237	26.7
強 盗	312	3.2 (3.3)	303	3.4	9	1.0
詐 欺	477	4.9 (3.7)	430	4.8	47	5.3
恐 喝	419	4.3 (4.8)	373	4.2	46	5.2
暴力行為等処罰に関する法律	144	1.5 (1.3)	133	1.5	11	1.2
そ の 他	494	5.1 (5.3)	451	5.1	43	4.8
特 別 法 犯	1,356	13.9 (12.1)	1,213	13.6	143	16.1
覚せい剤取締法	84	0.9 (1.0)	28	0.3	56	6.3
道路交通法	923	9.4 (8.3)	893	10.0	30	3.4
毒物及び劇物取締法	2	0.0 (0.1)	1	0.0	1	0.1
そ の 他	347	3.5 (2.8)	291	3.3	56	6.3
ぐ 犯	339	3.5 (3.8)	198	2.2	141	15.9

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 ( )内の数は、前年の構成比である。

3 6表(14-00-06)から8表(14-00-08)まで参照

## 5 新収容者の入所回数

平成26年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が68.9%、再入者が31.1%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	9,775	6,737	1,979	674	241	144
(構成比)	(100.0)	(68.9)	(20.2)	(6.9)	(2.5)	(1.5)
前年の構成比	100.0	70.0	19.4	6.9	2.5	1.2

(注) 11表(14-00-11)参照

## 6 新収容者の非行時の身上

平成26年における新収容者の非行時の身上は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが27.1%、該当なしが72.6%となっている。男女別では、該当ありの男子が28.1%、女子が17.8%、該当なしの男子が71.7%、女

子が81.6%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（17.4%）、2号観察中（7.6%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中がおおよそ9割を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	9,775	100.0 (100.0)	8,887	100.0	888	100.0
該 当 あり	2,651	27.1 (27.0)	2,493	28.1	158	17.8
1号観察中	1,704	17.4 (17.8)	1,599	18.0	105	11.8
2号観察中	746	7.6 (7.1)	716	8.1	30	3.4
試験観察中	25	0.3 (0.3)	25	0.3	0	0.0
補導委託 在 宅	128	1.3 (1.4)	116	1.3	12	1.4
刑執行猶予中	1	0.0 (0.0)	1	0.0	-	-
施設在所中	47	0.5 (0.4)	36	0.4	11	1.2
該 当 な し	7,098	72.6 (72.7)	6,373	71.7	725	81.6
不 詳	26	0.3 (0.3)	21	0.2	5	0.6

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 12表 (14-00-12) 参照

## 7 新収容者の居住状況

平成26年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が82.4%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が5.0%、知人宅が2.5%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子83.5%、女子71.7%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が11.8ポイント低くなっている。その一方で、知人宅が4.3%（男子2.4%）、同棲が4.1%（男子1.7%）、施設が4.1%（男子1.2%）とその割合が男子より高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	9,775	100.0 (100.0)	8,887	100.0	888	100.0
家 族 と 居 住	8,054	82.4 (83.8)	7,417	83.5	637	71.7
同 棲	186	1.9 (1.9)	150	1.7	36	4.1
アパート・下宿・間借り・寮	491	5.0 (4.3)	445	5.0	46	5.2
住 込 み	54	0.6 (0.4)	50	0.6	4	0.5
作 業 員 宿 舎	26	0.3 (0.2)	25	0.3	1	0.1
知 人 宅	249	2.5 (2.5)	211	2.4	38	4.3
施 設	147	1.5 (1.5)	111	1.2	36	4.1
不 良 者 の 居 所	56	0.6 (0.6)	37	0.4	19	2.1
浮 浪	182	1.9 (1.7)	159	1.8	23	2.6
旅 館 ・ ホ テ ル	25	0.3 (0.1)	16	0.2	9	1.0
不 詳	214	2.2 (2.1)	185	2.1	29	3.3
そ の 他	45	0.5 (0.4)	41	0.5	4	0.5
不 詳	46	0.5 (0.5)	40	0.5	6	0.7

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 16表 (14-00-16) 参照

## 8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成26年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が37.8%、関係のない者が60.5%となっている。なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係の有無にかかわらず窃盗（あり33.9%、なし34.3%）、傷害（あり22.7%、なし21.3%）の順になっている点は、結果の概要4「新収容者の非行名」で指摘された傾向と大きく変わらない。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、暴力行為等処罰に関する法律違反（あり50.0%、なし49.3%）、道路交通法違反（あり64.4%、なし35.0%）においては、その傾向が逆転しており、毒物及び劇物取締法違反（あり50.0%、なし50.0%）では同率である。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り						な し	不詳	
		不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団					
総 数	100.0 [9,775]	37.8 [3,698]	11.2 [1,093]	19.9 [1,948]	6.0 [589]	0.7 [68]	60.5 [5,918]	1.6 [159]		
		(100.0)					(100.0)			
刑 法 犯	100.0	(79.3)	36.3	12.1	19.4	4.1	0.7	(84.6)	62.0	1.7
公 務 執 行 妨 害	100.0	(0.7)	36.6	2.8	25.4	8.5	-	(0.7)	60.6	2.8
放 火	100.0	(0.5)	27.3	10.6	16.7	0.0	-	(0.8)	72.7	-
住 居 侵 入	100.0	(1.4)	28.1	9.6	15.7	2.8	-	(2.2)	71.9	0.0
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	100.0	(0.6)	6.6	2.7	3.3	0.6	-	(5.2)	93.1	0.3
殺 人	100.0	(0.2)	26.7	-	16.7	10.0	-	(0.4)	73.3	-
傷 害	100.0	(22.7)	39.7	14.7	18.3	6.2	0.5	(21.3)	59.6	0.7
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	100.0	(0.7)	24.5	4.5	14.5	4.5	0.9	(1.4)	74.5	0.9
窃 盗	100.0	(33.9)	37.6	14.0	20.8	2.3	0.5	(34.3)	60.9	1.5
強 盗	100.0	(3.7)	43.3	5.8	26.6	9.9	1.0	(2.9)	54.8	1.9
詐 欺	100.0	(3.2)	24.9	5.9	13.0	2.9	3.1	(5.3)	66.0	9.0
恐 喝	100.0	(5.1)	45.1	8.8	28.2	6.2	1.9	(3.7)	52.0	2.9
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	100.0	(1.9)	50.0	21.5	22.2	6.3	-	(1.2)	49.3	0.7
そ の 他	100.0	(4.7)	34.8	9.9	20.4	4.3	0.2	(5.3)	63.0	2.2
特 別 法 犯	100.0	(18.3)	49.9	5.9	24.6	18.8	0.6	(11.2)	48.7	1.4
覚 せ い 剤 取 締 法	100.0	(0.4)	19.0	0.0	13.1	3.6	2.4	(1.0)	73.8	7.1
道 路 交 通 法	100.0	(16.1)	64.4	6.4	31.3	26.4	0.2	(5.5)	35.0	0.7
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	100.0	(0.0)	50.0	0.0	0.0	50.0	-	(0.0)	50.0	-
そ の 他	100.0	(1.8)	19.0	6.1	9.8	2.0	1.2	(4.6)	79.0	2.0
ぐ 犯	100.0	(2.4)	26.5	9.7	14.2	1.2	1.5	(4.2)	73.5	0.0
前 年 の 構 成 比	100.0		39.1	10.9	21.1	6.2	0.9		59.0	1.9

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 [ ]内の数は実人員であり、( )内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。

3 20表(14-00-20)参照

## 9 新収容者の薬物等使用関係

平成26年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（第9表中の「あり」）は4.1%、使用していない者（同「なし」）は95.2%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は3.4%、女子は10.4%となっており、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻が0.7%、覚せい剤が0.5%、有機溶剤が0.2%となっているが、女子は覚せい剤が6.6%、大麻が1.1%、有機溶剤が0.6%となっており、覚せい剤が高率となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	9,775	100.0	(100.0)	8,887	100.0	888	100.0
あ	り	397	4.1	(3.5)	305	3.4	92	10.4
麻	薬・あへん	12	0.1	(0.1)	11	0.1	1	0.1
大	麻	70	0.7	(0.5)	60	0.7	10	1.1
覚	せい剤	100	1.0	(1.0)	41	0.5	59	6.6
有	機溶剤	24	0.2	(0.4)	19	0.2	5	0.6
そ	の他	191	2.0	(1.4)	174	2.0	17	1.9
な	し	9,309	95.2	(95.7)	8,523	95.9	786	88.5
不	詳	69	0.7	(0.8)	59	0.7	10	1.1

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 20表 (14-00-20) 参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成26年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が46.8%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が38.3%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が43.1%と最も高く、次いで少年院送致が29.4%、試験観察が11.8%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が84.6%と最も高く、次いで少年院送致が60.1%、児童自立支援施設・児童擁護施設送致が59.8%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

審判決定等		総数	保 護 処 分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	その他	
			保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致							
人員	鑑別判定											
	総数	9,775	4,216	210	2,872	49	162	109	999	1,154	4	
	保護不要	28	19	-	1	1	-	1	-	6	-	
	在宅保護	3,745	3,170	5	54	6	2	37	87	384	-	
	少年院送致	4,571	938	27	2,747	5	20	29	104	700	1	
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	296	32	177	15	19	-	-	4	49	-	
	保護不適	106	14	-	17	-	62	9	4	-	-	
	その他	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
	保留	252	25	-	17	1	27	16	164	2	-	
	判定未了	679	6	1	5	1	26	11	621	5	3	
その他	62	2	-	15	-	25	5	14	1	-		
構成比	総数	(100.0)	100.0	43.1	2.1	29.4	0.5	1.7	1.1	10.2	11.8	0.0
	保護不要	(0.3)	100.0	67.9	-	3.6	3.6	-	3.6	-	21.4	-
	在宅保護	(38.3)	100.0	84.6	0.1	1.4	0.2	0.1	1.0	2.3	10.3	-
	少年院送致	(46.8)	100.0	28.6	-	2.9	45.7	-	-	2.9	20.0	-
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	(3.0)	100.0	20.5	0.6	60.1	0.1	0.4	0.6	2.3	15.3	0.0
	保護不適	(1.1)	100.0	10.8	59.8	5.1	6.4	-	-	1.4	16.6	-
	その他	(0.0)	100.0	13.2	-	16.0	-	58.5	8.5	3.8	-	-
	保留	(2.6)	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
	判定未了	(6.9)	100.0	9.9	-	6.7	0.4	10.7	6.3	65.1	0.8	-
	その他	(0.6)	100.0	0.9	0.1	0.7	0.1	3.8	1.6	91.5	0.7	0.4

(注) 1 ( )内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 27表 (14-00-27) 参照

## 11 鑑別の受付人員及び終了人員

平成26年における鑑別の受付人員は49,705人で、前年（48,909人）に比べ796人（1.6%）減少している。また、同年の鑑別の終了人員は受付人員（49,705人）の96.7%に当たる48041人で、前年（47,029人）に比べ1,012人（2.2%）増加している。

なお、最近5年間の鑑別の受付人員及び終了人員の構成比は、第11表及び第12表のとおりである。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係				法務省関係				一般
		自所収容者	在宅者	その他	関係	検察	矯正	保護		
平成22年	100.0	30.5	30.0	0.5	0.0	20.7	0.0	9.0	11.6	48.8
23	100.0	26.8	26.3	0.4	0.0	20.3	0.0	8.6	11.7	53.0
24	100.0	25.9	25.3	0.5	0.0	18.8	0.0	7.7	11.1	55.3
25	100.0	25.0	24.2	0.8	0.0	18.6	0.0	7.5	11.1	56.4
26	100.0	22.3	21.6	0.8	0.0	17.7	0.0	7.5	10.2	59.9
	(49,705)	(11,108)	(10,720)	(381)	(7)	(8,812)	(18)	(3,738)	(5,056)	(29,785)
対前年増減比(%)	1.6	-9.3	-9.5	0.0	-30.0	-3.1	12.5	2.3	-6.8	8.0

(注) 1 ( ) 内の数は実人員である。

2 対前年増減比(%)は、実人員の前年実人員に対する増減比を示す。

3 3表(14-00-03)参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係				法務省関係				一般
		自所収容者	在宅者	その他	関係	検察	矯正	保護		
平成22年	100.0	29.4	28.8	0.5	0.0	17.5	0.0	7.6	10.0	53.1
23	100.0	27.9	27.4	0.5	0.0	21.4	0.0	9.3	12.1	50.7
24	100.0	24.3	23.8	0.5	0.0	21.0	0.0	8.8	12.1	54.7
25	100.0	23.6	23.1	0.5	0.0	19.4	0.0	7.9	11.5	57.0
26	100.0	19.6	18.8	0.8	0.0	18.5	0.0	7.8	10.6	61.9
	(48,041)	(9,432)	(9,042)	(383)	(7)	(8,866)	(18)	(3,756)	(5,092)	(29,743)
対前年増減比(%)	2.2	-9.9	-10.4	2.4	-30.0	-1.4	12.5	3.0	-4.4	7.9

(注) 1 ( ) 内の数は実人員である。

2 対前年増減比(%)は、実人員の前年実人員に対する増減比を示す。

3 3表(14-00-03)参照



## 12 退所者の退所事由別人員

平成26年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は10,243人で、前年（11,529人）に比べ1,286人（11.2%）減少している。これを男女別に見ると、男子が9,297人（構成比90.8%）、女子が946人（同9.2%）となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が4,216人と最も多く、次いで少年院送致が2,872人、試験観察が1,154人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区 分	総数	保 護 処 分			知事 ・ 児童 相談 所長 送致	検 察 官 送 致	審 判 不 開 始 ・ 不 処 分	観 護 措 置 の 取 消 し	試 験 観 察	その他
		保 護 観 察	児 童 自 立 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設 送 致	少 年 院 送 致						
人員 { 総数	10,243	4,216	210	2,872	49	162	109	999	1,154	472
男	9,297	3,820	174	2,654	45	150	91	923	1,026	414
女	946	396	36	218	4	12	18	76	128	58
( 構 成 比 )	(100.0)	(41.2)	(2.1)	(28.0)	(0.5)	(1.6)	(1.1)	(9.8)	(11.3)	(4.6)
前年の構成比	100.0	40.8	1.9	27.7	0.6	1.7	0.7	10.1	11.1	5.4

(注) 1表(14-00-01)参照

## II 少年院

### 1 収容状況

平成26年における全国の少年院の1日平均収容人員は2,803人で、前年(3,054人)に比べ251人(8.2%)減少している。男女別では、男子が2,543人(構成比90.7%)、女子が260人(同9.3%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成17年を100とした指数で見ると、同26年は総数が66(男子68、女子53)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
人員	総数	4,217	4,017	3,716	3,474	3,579	3,410	3,191	3,211	3,054	2,803
	男	3,729	3,548	3,309	3,083	3,183	3,056	2,866	2,906	2,769	2,543
	女	487	469	407	391	396	354	326	305	286	260
指数	総数	100	95	88	82	85	81	76	76	72	66
	男	100	95	89	83	85	82	77	78	74	68
	女	100	96	84	80	81	73	67	63	59	53

(注) 少年院の統計表(以下記載を省略。)の1表(14-00-01)参照

### 2 新収容者の人員

平成26年における新収容者の人員は2,872人で、前年(3,193人)に比べ321人(10.1%)減少している。男女別では、男子が2,653人(構成比92.4%)、女子が219人(同7.6%)となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成17年を100とした指数で見ると、同26年は、総数が59(男子が62、女子が38)となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区分	平成17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
人員	総数	4,878	4,482	4,074	3,971	3,962	3,619	3,486	3,498	3,193	2,872
	男	4,299	3,996	3,665	3,583	3,544	3,285	3,157	3,206	2,915	2,653
	女	579	486	409	388	418	334	329	292	278	219
指数	総数	100	92	84	81	81	74	71	72	65	59
	男	100	93	85	83	82	76	73	75	68	62
	女	100	84	71	67	72	58	57	50	48	38

(注) 1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう(用語の解説参照)。

2 7表(14-00-07)参照

### 3 新収容者の年齢

平成26年における新収容者の年齢別人員及び構成比（処遇区分別）は、第3表のとおりである。新収容者総数（2,872人）について年齢別構成比を見ると、17歳が21.2%と最も高く、次いで19歳が21.1%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は18歳及び19歳（ともに21.5%）、17歳（20.7%）、16歳（19.7%）の順であるが、女子は17歳（26.9%）に次いで16歳（19.6%）、15歳（16.9%）となっている。

次に、処遇区分ごとに男女の年齢別構成比を見ると、一般短期処遇では男女ともに中間少年（男子47.0%、女子50.0%）が最も高く、男子の特修短期処遇では、年長少年（42.1%、女子の特修短期処遇は該当がなかった。）が最も高くなっている。長期処遇では、男子は年長少年（45.4%）、女子は中間少年（45.9%）が上位を占めている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比（処遇区分別）

区分	総数	年少			中間			年長						
		少年	13歳以下	14歳	15歳	少年	16歳	17歳	少年	18歳	19歳	20歳以上		
人員	総数	2,872	490	9	171	310	1,174	566	608	1,208	602	605	1	
	男	2,653	438	9	156	273	1,072	523	549	1,143	571	571	1	
	女	219	52	-	15	37	102	43	59	65	31	34	-	
構成	総数	100.0	17.1	0.3	6.0	10.8	40.9	19.7	21.2	42.1	21.0	21.1	0.0	
	男	100.0	16.5	0.3	5.9	10.3	40.4	19.7	20.7	43.1	21.5	21.5	0.0	
	女	100.0	23.7	-	6.8	16.9	46.6	19.6	26.9	29.7	14.2	15.5	-	
比	前年の構成比	100.0	20.1	0.3	6.4	13.3	42.1	20.0	22.1	37.8	18.5	19.3	0.0	
	処遇区分													
	一般短期処遇	男	100.0	17.3	-	5.9	11.4	47.0	22.8	24.2	35.6	18.8	16.9	-
		女	100.0	28.9	-	7.9	21.1	50.0	21.1	28.9	21.1	10.5	10.5	-
	特修短期処遇	男	100.0	21.1	-	10.5	10.5	36.8	15.8	21.1	42.1	21.1	21.1	-
		女	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	長期処遇	男	100.0	16.2	0.4	5.8	9.9	38.4	18.8	19.6	45.4	22.4	23.0	0.0
		女	100.0	22.7	-	6.6	16.0	45.9	19.3	26.5	31.5	14.9	16.6	-

(注) 1 少年院新収容者における女子の特修短期処遇の人員は例年僅少であり、調査年においては該当がなかった。

2 24表（14-00-24）参照

#### 4 新収容者の少年院の種類及び処遇区分

平成26年における新収容者の少年院の種類及び処遇区分別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、中等が81.6%と最も高く、次いで初等が14.9%、医療が1.9%、特別が1.5%となっている。

次に、処遇区分別構成比を見ると、長期処遇が76.3%と最も高く、次いで一般短期処遇が23.0%、特修短期処遇が0.7%となっている。

第4表 新収容者の少年院の種類及び処遇区分別人員・構成比

種類 処遇区分	総 数	初等	中等	特別	医療
総 数	2,872	429	2,343	44	56
	(100.0)	(14.9)	(81.6)	(1.5)	(1.9)
一般短期処遇	661	106	555	-	-
特修短期処遇	19	4	15	-	-
長 期 処 遇	2,192	319	1,773	44	56
前年の構成比	100.0	18.0	78.4	1.4	2.3

(注) 1 ( ) 内の数は、新収容者総数 (2,872名) に対する構成比である。

2 10表 (14-00-10) 参照

#### 5 新収容者の非行名

平成25年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が86.8%、特別法犯が9.7%、ぐ犯が3.4%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗 (33.3%)、傷害 (20.5%)、詐欺 (7.7%)、道路交通法違反 (6.2%) となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗 (34.3%)、傷害 (20.6%)、詐欺 (7.7%)、道路交通法違反 (6.6%)、女子は窃盗 (21.0%)、傷害 (19.6%)、ぐ犯 (19.2%)、覚せい剤取締法違反 (13.2%) となっている。

なお、男女別構成比の相違点としては、男子で上位にある道路交通法違反は女子においては1.4%と低く、女子の構成比の中では下位にある一方で、女子において上位にある覚せい剤取締法違反、ぐ犯が男子においてはそれぞれ覚せい剤取締法違反0.5%、ぐ犯2.1%と低く、男子の構成比の中では下位にあることなどが挙げられる。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	2,872	100.0 (100.0)	2,653	100.0	219	100.0
刑 法 犯	2,494	86.8 (86.8)	2,356	88.8	138	63.0
公務執行妨害	19	0.7 (0.6)	18	0.7	1	0.5
放火	28	1.0 (0.8)	25	0.9	3	1.4
住居侵入	24	0.8 (0.8)	23	0.9	1	0.5
強制わいせつ・強姦	152	5.3 (4.8)	151	5.7	1	0.5
殺害	15	0.5 (0.8)	12	0.5	3	1.4
傷害	589	20.5 (24.2)	546	20.6	43	19.6
過失運転致死傷	49	1.7 (1.6)	49	1.8	-	-
窃盗	957	33.3 (31.9)	911	34.3	46	21.0
強盗	168	5.8 (7.0)	162	6.1	6	2.7
詐欺	221	7.7 (5.8)	204	7.7	17	7.8
恐喝	154	5.4 (5.1)	143	5.4	11	5.0
暴力行為等処罰に関する法律	29	1.0 (0.6)	28	1.1	1	0.5
その他の	89	3.1 (2.9)	84	3.2	5	2.3
特 別 法 犯	279	9.7 (10.3)	240	9.0	39	17.8
覚せい剤取締法	43	1.5 (2.1)	14	0.5	29	13.2
道路交通法	179	6.2 (6.7)	176	6.6	3	1.4
毒物及び劇物取締法	-	- (0.1)	-	-	-	-
その他の	57	2.0 (1.3)	50	1.9	7	3.2
ぐ 犯	99	3.4 (2.9)	57	2.1	42	19.2

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

3 7表(14-00-07)参照

## 6 新収容者の入院回数

平成26年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者(今回の入院を含めて入院2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が82.5%、再入者が17.5%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人 員	2,872	2,369	417	83	3
( 構 成 比 )	(100.0)	(82.5)	(14.5)	(2.9)	(0.1)
前年の構成比	100.0	83.1	14.3	2.3	0.3

(注) 25表(14-00-25)参照。なお、同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているの、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

## 7 新収容者の薬物等使用関係

平成26年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）8.0%、使用していない者（同「なし」）91.7%となっている。さらに、使用していた者（8.0%）について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に覚せい剤（2.1%）、大麻（1.4%）、有機溶剤（0.6%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が6.8%であるのに対し、女子が23.3%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比については、男子は大麻（1.3%）、覚せい剤（1.0%）、有機溶剤（0.5%）となっており、いずれも1%前後であるのに対し、女子は覚せい剤が最も高く（15.1%）、次いで大麻（2.7%）、有機溶剤（1.4%）の順となっており、男子に比べ女子は覚せい剤が高率となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比		男	構成比		女	構成比	
総数	2,872	100.0	(100.0)	2,653	100.0		219	100.0	
あり	231	8.0	(7.7)	180	6.8		51	23.3	
麻葉・あへん	6	0.2	(0.3)	5	0.2		1	0.5	
大麻	40	1.4	(1.0)	34	1.3		6	2.7	
覚せい剤	60	2.1	(2.5)	27	1.0		33	15.1	
有機溶剤	17	0.6	(0.8)	14	0.5		3	1.4	
その他	108	3.8	(3.2)	100	3.8		8	3.7	
なし	2,635	91.7	(92.2)	2,469	93.1		166	75.8	
不詳	6	0.2	(0.0)	4	0.2		2	0.9	

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 14表 (14-00-14) 参照

## 8 新収容者の共犯関係

平成26年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者52.8%、共犯関係がない者45.4%となっている。また、共犯関係がある者（52.8%）の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間（35.2%）、不良集団（8.4%）、学校仲間（3.2%）となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が53.8%、女子が41.1%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間（男子36.3%、女子22.4%）が最も高く、次いで男子が不良集団（8.9%）、学校仲間（3.2%）、女子は親族（3.7%）、不良集団（3.2%）の順となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総数	2,872	100.0	(100.0)	2,653	100.0	219	100.0
あり	1,516	52.8	(57.5)	1,426	53.8	90	41.1
学校仲間	91	3.2	(5.0)	85	3.2	6	2.7
遊び仲間	1,011	35.2	(37.0)	962	36.3	49	22.4
職場仲間	52	1.8	(1.1)	51	1.9	1	0.5
施設仲間	10	0.3	(0.3)	9	0.3	1	0.5
親族	23	0.8	(1.0)	15	0.6	8	3.7
行きずり	8	0.3	(0.6)	7	0.3	1	0.5
不良集団	242	8.4	(10.0)	235	8.9	7	3.2
その他	79	2.8	(2.4)	62	2.3	17	7.8
なし	1,304	45.4	(41.4)	1,179	44.4	125	57.1
不詳	52	1.8	(1.1)	48	1.8	4	1.8

(注) 1 ( )内の数は、前年の構成比である。

2 21表(14-00-21)参照

## 9 新収容者の非行時の身上

平成26年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者55.7%、該当のない者44.3%となっている。また、該当のある者(55.7%)について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が36.6%と最も高く、次いで2号観察中が13.8%、試験観察中が4.6%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は総数同様、該当のある者(57.0%)が該当のない者(43.0%)を上回っているが、女子は該当のない者(59.8%)が該当のある者(40.2%)を上回っている。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総数	2,872	100.0	(100.0)	2,653	100.0	219	100.0
該当あり	1,600	55.7	(55.4)	1,512	57.0	88	40.2
1号観察中	1,051	36.6	(36.8)	992	37.4	59	26.9
2号観察中	397	13.8	(13.3)	383	14.4	14	6.4
試験観察中	17	0.6	(0.8)	17	0.6	-	-
補導委託 在宅	115	4.0	(4.1)	102	3.8	13	5.9
刑執行猶予中	1	0.0	(-)	1	0.0	-	-
施設在所中	19	0.7	(0.4)	17	0.6	2	0.9
該当なし	1,272	44.3	(44.6)	1,141	43.0	131	59.8
不詳	-	-	(-)	-	-	-	-

(注) 1 ( )内の数は、前年の構成比である。

2 16表(14-00-16)参照

## 10 新収容者の非行時の職業

平成26年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の38.9%、学生・生徒ではない無職者が32.0%、学生・生徒である無職者が29.1%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設採掘が18.8%で最も高く、次いで生産工程が9.9%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その 他の 職業	無職者		不詳
				調理 関係	接客 関係	その他							学生 ・ 生徒	その他	
総 数 (構成比)	2872 (100.0)	5 (0.2)	14 (0.5)	25 (0.9)	107 (3.7)	38 (1.3)	11 (0.4)	25 (0.9)	284 (9.9)	539 (18.8)	12 (0.4)	56 (1.9)	836 (29.1)	920 (32.0)	- (-)
前年の構成比	100.0	0.2	0.5	0.7	3.4	1.2	0.6	0.8	7.5	18.5	0.8	1.7	30.7	33.4	0.0

(注) 30表 (14-00-30) 参照

## 11 新収容者の教育程度

平成26年における新収容者の処遇区分別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、昨年同様高等学校中退が最も高く35.6%、次いで中学校卒業が27.9%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は12.9%、高等学校在学中の者の占める割合は17.6%となっている。

次に、処遇区分ごとに教育程度別の構成比を見ると、一般短期処遇及び長期処遇は、高等学校中退が最も高く（一般短期処遇37.7%、長期処遇35.2%）、次いで中学校卒業（一般短期処遇21.5%、長期処遇30.0%）となっている一方で、特修短期処遇は、高等学校在学（31.6%）、高等学校卒業（26.3%）の順となっている。

第11表 新収容者の処遇区分別教育程度の構成比

教育程度 処遇区分	総数	中学校					高等 学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳			
総数	100.0 (2,872)	40.8 (1,173)	12.9 (371)	27.9 (800)	0.1 (2)	- (-)	58.3 (1,674)	17.6 (505)	35.6 (1,023)	5.0 (145)	0.0 (1)	0.9 (25)
男	100.0	41.2	12.7	28.5	0.0	-	57.9	17.1	35.7	5.1	0.0	0.9
女	100.0	36.5	16.0	20.1	0.5	-	62.6	23.7	34.7	4.1	-	0.9
前年の構成比	100.0	43.6	14.5	28.9	0.2	-	55.6	17.5	34.4	3.6	-	0.9
一般短期処遇	100.0	34.3	12.9	21.5	-	-	64.9	21.3	37.7	5.9	-	0.8
特修短期処遇	100.0	26.3	21.1	5.3	-	-	68.4	31.6	10.5	26.3	-	5.3
長期処遇	100.0	42.9	12.9	30.0	0.1	-	56.2	16.3	35.2	4.6	0.0	0.9

(注) 1 ( ) 内の数は、実人員である。

2 28表 (14-00-28) 参照



## 12 新収容者の不良集団関係

平成26年における新収容者の処遇区分及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者43.5%、関係のない者55.0%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が26.4%と最も高く、次いで不良生徒・学生集団が8.6%、暴走族が7.3%となっている。

次に、処遇区分別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、一般短期処遇が49.5%、特修短期処遇が31.6%、長期処遇が41.7%となっている。

なお、保護者別の実数については、実父母941人、実父320人、実母1,133人、実父義母68人、義父実母271人、養父（母）30人、その他96人、なし13人となっている。

第12表 新収容者の処遇区分及び保護者別不良集団関係の構成比

処遇区分・保護者		不良集団						なし	不詳
		総数	あり	不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団		
処 遇 区 分	総 数	100.0 (2,872)	43.5 (1,248)	8.6 (246)	26.4 (757)	7.3 (211)	1.2 (34)	55.0 (1,580)	1.5 (44)
	一般短期処遇	100.0	49.5	10.7	28.4	9.8	0.5	49.5	1.1
	特修短期処遇	100.0	31.6	21.1	10.5	-	-	68.4	-
	長期処遇	100.0	41.7	7.8	25.9	6.7	1.4	56.6	1.7
前年の構成比		100.0	46.9	8.0	28.0	9.0	1.9	52.1	1.0
保 護 者	実 父 母	100.0	40.8	7.9	23.4	8.4	1.2	58.1	1.1
	実 父	100.0	45.6	9.4	29.1	5.9	1.3	53.4	0.9
	実 母	100.0	46.4	8.8	29.0	7.3	1.2	51.7	1.9
	実 父 義 母	100.0	42.6	7.4	29.4	5.9	-	57.4	-
	義 父 実 母	100.0	43.5	11.4	25.1	5.9	1.1	53.1	3.3
	養 父（ 母 ）	100.0	30.0	3.3	20.0	3.3	3.3	70.0	-
	そ の 他	100.0	33.3	5.2	17.7	9.4	1.0	65.6	1.0
	な し	100.0	30.8	-	30.8	-	-	69.2	-
不 詳	...	...	...	...	...	...	...	...	

(注) 1 ( ) 内の数は、実人員である。

2 31表 (14-00-31)及び35表 (14-00-35)参照

3 平成26年は保護者不詳の該当がなかった。

## 13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成26年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者75.5%、ない者24.5%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が50.7%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が30.2%、少年院送致が15.8%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は93.8%に当たる2,034人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が24.5%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が19.3%、1月を超え3月以内が15.3%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区分	総数	あり									なし	不詳
		保護処分					知事・児童相談所 長送致	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	刑の執 行・執 行猶予 等		
		保 護 観 察	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致	少年院 送致								
人員	総数	2,872	2,168	1,099	43	343	13	12	655	3	704	-
人員	男	2,653	2,046	1,027	37	329	11	12	627	3	607	-
	女	219	122	72	6	14	2	-	28	-	97	-
	構成比	総数	100.0	75.5	38.3	1.5	11.9	0.5	0.4	22.8	0.1	24.5
構成比	男	100.0	77.1	38.7	1.4	12.4	0.4	0.5	23.6	0.1	22.9	-
	女	100.0	55.7	32.9	2.7	6.4	0.9	-	12.8	-	44.3	-
	前年の構成比	100.0	76.3	38.1	1.3	11.9	0.6	0.8	23.5	-	23.7	-
処分あり	<100.0>	2,168	1,099	43	343	13	12	655	3			
前回処分後の再非行	<93.8>	[100.0]	2,034	1,039	39	331	11	10	601	3		
1月以内	[7.9]	161	101	6	11	2	-	41	-			
3月以内	[15.3]	311	183	1	44	2	-	81	-			
6月以内	[19.3]	392	215	4	79	-	6	87	1			
1年以内	[24.5]	499	268	8	81	2	2	137	1			
1年6月以内	[14.5]	295	129	5	61	1	1	98	-			
2年以内	[6.8]	139	58	4	24	2	-	50	1			
2年を超える	[11.7]	237	85	11	31	2	1	107	-			
前回処分前の再非行	<5.9>	128	59	-	11	2	2	54	-			
施設在所中の再非行	<0.2>	5	-	4	1	-	-	-	-			
不詳	<0.0>	1	1	-	-	-	-	-	-			

(注) 1 ( )内の数は、前回処分ありの者について前回処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[ ]内の数は、前回処分後の再非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 18表(14-00-18)参照

## 14 新収容者の非行名別処遇課程等

平成26年における新収容者の非行名別処遇課程等の人員は、第14表のとおりである。処遇課程等別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、長期処遇の職業能力開発課程（V）が1,409人、一般短期処遇（S）が661人、長期処遇の生活訓練課程（G）が292人となっている。

さらに、これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、長期処遇の職業能力開発課程は窃盗（491人）、傷害（286人）、詐欺（118人）、一般短期処遇は窃盗（220人）、傷害（139人）、道路交通法違反（81人）、長期処遇の生活訓練課程は、窃盗（65人）、傷害（53人）、恐喝（34人）の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別処遇課程等の人員

非 行 名	総数	短期 処遇			長期 処遇							
		S	O		G	V	E	H	P	M		
総 数	2,872	680	661	19	2,192	292	1,409	211	224	17	39	
	(100.0)	(23.7)	(23.0)	(0.7)	(76.3)	(10.2)	(49.1)	(7.3)	(7.8)	(0.6)	(1.4)	
刑 法	2,494	577	560	17	1,917	260	1,232	192	188	15	30	
公 務 執 行 妨 害	19	6	6	-	13	5	5	2	-	-	1	
放 火	28	4	4	-	24	4	5	4	10	1	-	
住 居 侵 入	24	9	9	-	15	3	7	1	4	-	-	
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	152	23	21	2	129	18	69	16	23	3	-	
殺 人	15	1	1	-	14	1	5	1	5	-	2	
傷 害	589	142	139	3	447	53	286	63	33	3	9	
過 失 運 転 致 死 傷	49	17	15	2	32	7	23	1	1	-	-	
窃 盗	957	225	220	5	732	65	491	77	84	4	11	
強 盗	168	32	32	-	136	31	91	8	5	1	-	
詐 欺	221	64	59	5	157	32	118	2	3	1	1	
恐 喝	154	21	21	-	133	34	83	5	10	1	-	
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	29	10	10	-	19	2	10	3	2	-	2	
そ の 他	89	23	23	-	66	5	39	9	8	1	4	
特 別 法	279	97	95	2	182	27	131	4	14	1	5	
覚 せ い 剤 取 締 法	43	3	3	-	40	6	29	2	1	-	2	
道 路 交 通 法	179	83	81	2	96	16	74	2	4	-	-	
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	57	11	11	-	46	5	28	-	9	1	3	
ぐ 犯	99	6	6	-	93	5	46	15	22	1	4	
前 年 の 構 成 比	100.0	25.2	24.2	0.9	74.8	10.5	47.3	7.9	6.9	0.8	1.5	

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照

3 ( )内の数は、新収容者総数に対する処遇課程等ごとの構成比である。

4 16表 (14-00-16)参照

## 15 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

平成26年における新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者（前回処遇課程等のある者）503人（新収容者に対する構成比17.5%）について前回と今回の処遇課程等を見ると、前回処遇課程等で最も多い職業能力開発課程（V）の者（208人）の今回の処遇課程等は生活訓練課程（G）が111人と最も多く、次いで職業能力開発課程が92人となっている。次に多い一般短期処遇（S）の者（140人）の今回処遇課程等は、職業能力開発課程が112人と最多で、次いで生活訓練課程が25人となっており、前年と同様の傾向にある。

第15表 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等の人員

前回処遇課程等 今回処遇課程等	総数	あり	短期処遇					長期処遇						なし
			S	O				G	V	E	H	P	M	
総数	2,872	503	144	140	4	359	36	208	73	36	1	5	2,369	
		(100.0)	(28.6)	(27.8)	(0.8)	(71.4)	(7.2)	(41.4)	(14.5)	(7.2)	(0.2)	(1.0)		
短期処遇	680	3	2	2	-	1	-	1	-	-	-	-	677	
S	661	3	2	2	-	1	-	1	-	-	-	-	658	
O	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	
長期処遇	2,192	500	142	138	4	358	36	207	73	36	1	5	1,692	
G	292	194	25	25	-	169	29	111	21	8	-	-	98	
V	1,409	275	116	112	4	159	5	92	49	13	-	-	1,134	
E	211	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	210	
H	224	17	1	1	-	16	1	1	-	14	-	-	207	
P	17	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	16	
M	39	12	-	-	-	12	1	3	2	1	-	5	27	

(注) 1 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照

2 ( )内の数は、再入者（前回処遇課程等のある者）に対する処遇課程等ごとの構成比である。

3 34表 (14-00-34)参照

## 16 出院者の人員

平成26年における出院者の人員は3,126人で、前年に比べ311人(9.0%)減少している。これを男女別に見ると、男子が2,856人(構成比91.4%)、女子が270人(同8.6%)となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が4人(構成比0.1%)、仮退院が3,122人(同99.9%)となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区分	平成17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
人員	総数	5,023	4,799	4,405	4,033	3,892	3,912	3,625	3,440	3,437	3,126
	男	4,497	4,249	3,938	3,626	3,492	3,491	3,289	3,142	3,124	2,856
	女	526	550	467	407	400	421	336	298	313	270
人員	退院	137	88	61	39	23	29	24	19	9	4
	仮退院	4,886	4,711	4,344	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	2.7	1.8	1.4	1.0	0.6	0.7	0.7	0.6	0.3	0.1
	仮退院	97.3	98.2	98.6	99.0	99.4	99.3	99.3	99.4	99.7	99.9

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう(用語の解説参照)。

2 1表(14-00-01)参照

## 17 仮退院者の処遇区分別在院期間

平成26年における仮退院者のうち、短期処遇対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、一般短期処遇においては、141～161日が55.9%と最も高く、次いで120～140日が24.5%、162～182日が17.9%の順となっており、前年同様の傾向にある。

また、特修短期処遇においては、99～119日が45.0%であり、次いで78～98日が35.0%となっている。

第17表 仮退院者(短期処遇対象者)の在院期間別人員及び構成比

処遇区分	在院期間	総数	56日	57～	78～	99～	120～	141～	162～	183日
			以下	77日	98日	119日	140日	161日	182日	以上
人員	一般短期処遇	703	-	-	-	3	172	393	126	9
	特修短期処遇	20	-	4	7	9	-	-	-	-
構成比	一般短期処遇	100.0	-	-	-	0.4	24.5	55.9	17.9	1.3
		(100.0)	(-)	(-)	(-)	(0.1)	(28.9)	(52.2)	(17.7)	(1.1)
	特修短期処遇	100.0	-	20.0	35.0	45.0	-	-	-	-
		(100.0)	(-)	(35.5)	(58.1)	(6.5)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 41表(14-00-41)及び42表(14-00-42)参照

次に、長期処遇対象者の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が43.4%と最も高く、次いで361～450日が40.5%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（長期処遇対象者）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分	総数	180日 以下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
人員	2,399	-	10	1,042	972	198	89	29	59
構成比 (前年の構成比)	100.0 (100.0)	- (-)	0.4 (0.3)	43.4 (42.9)	40.5 (41.0)	8.3 (8.6)	3.7 (4.0)	1.2 (1.4)	2.5 (1.9)

(注) 1 ( )内の数は、前年の構成比である。

2 40表 (14-00-40)参照

## 18 出院者の職業補導

平成26年における出院者の職業補導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業補導を受けた者は出院者の94.1%に当たる2,942人である。

次に、職業補導を受けた者（94.1%）について、その内訳を見ると、農業が24.8%と最も多く、次いで木工が9.8%、溶接が9.7%、窯業が9.4%の順となっている。

第19表 出院者の職業補導種目別実施人員及び構成比

種 目	人員	構成比	種目	人員	構成比
総 数	3,126	100.0 (100.0)	事務・ワープロ	271	8.7 (8.8)
木 工	305	9.8 (10.1)	建設機械運転	14	0.4 (0.3)
窯 業	295	9.4 (9.1)	農 業	776	24.8 (24.6)
建 築	12	0.4 (0.1)	土 木 建 築	83	2.7 (2.9)
園 芸	277	8.9 (8.8)	応接サービス	37	1.2 (1.0)
溶 接	303	9.7 (9.8)	手 工 芸	104	3.3 (3.6)
板 金	-	- (0.0)	配 管	8	0.3 (0.4)
職 業 指 導	102	3.3 (3.5)	介護サービス	24	0.8 (1.3)
自 動 車 整 備	22	0.7 (0.6)	ク リ ー ニ ン グ	75	2.4 (2.2)
情 報 処 理	81	2.6 (1.8)	理 容	-	- (-)
電 気 工 事	23	0.7 (0.8)	そ の 他	92	2.9 (3.4)
印 刷	8	0.3 (0.3)			
技 術 家 庭	30	1.0 (1.1)	な し	184	5.9 (5.3)

(注) 1 職業補導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 ( )内の数は、前年の構成比である。

3 45表 (14-00-45)参照

## 19 出院者の資格・免許

平成26年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業補導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の49.1%に当たる1,534人である。

次に、職業補導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の49.5%に当たる1,548人である。いずれも前年の構成比（関連のある資格・免許49.0%、関連のない資格・免許50.6%）から大きな変化は見られない。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業補導に関連のあるもの			職業補導に関連のないもの		
	人員	構成比		人員	構成比	
総 数	3,126	100.0	(100.0)	3,126	100.0	(100.0)
ガス溶接技能講習	286	9.1	(10.7)	115	3.7	(3.5)
アーク溶接特別教育	117	3.7	(3.2)	36	1.2	(0.8)
手アーク溶接検定	56	1.8	(2.4)	-	-	(0.2)
半自動溶接検定	9	0.3	(0.3)	1	0.0	(0.0)
ステンレス鋼等溶接検定	4	0.1	(-)	-	-	(-)
珠算検定(3級以上)	1	0.0	(-)	88	2.8	(2.5)
珠算検定(4級以下)	-	-	(0.0)	291	9.3	(10.7)
自動車整備士	9	0.3	(0.1)	1	0.0	(-)
基本情報技術者	4	0.1	(0.2)	-	-	(0.0)
電気工事士	14	0.4	(0.5)	1	0.0	(-)
危険物取扱者	78	2.5	(3.0)	331	10.6	(12.1)
パソコン検定	92	2.9	(2.9)	2	0.1	(0.1)
ワープロ検定	225	7.2	(6.3)	13	0.4	(0.4)
大型特殊自動車運転免許	46	1.5	(1.2)	3	0.1	(0.1)
車両系建設機械運転技能講習	39	1.2	(1.3)	2	0.1	(0.2)
小型車両系建設機械運転特別教育	305	9.8	(7.6)	249	8.0	(7.4)
販売士	35	1.1	(1.4)	3	0.1	(0.0)
簿記検定	3	0.1	(0.1)	1	0.0	(0.0)
消防設備士	3	0.1	(-)	1	0.0	(-)
訪問介護員養成研修	25	0.8	(1.3)	-	-	(-)
クリニク	9	0.3	(0.3)	-	-	(-)
その他	174	5.6	(6.1)	410	13.1	(12.5)
な し	1,592	50.9	(51.0)	1,578	50.5	(49.4)

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

2 「職業補導に関連のないもの」の「その他」は、中学校卒業程度認定試験、高等学校卒業程度認定試験（一部科目合格）及び高等学校卒業程度認定試験（認定試験合格）を含む。

3 ( )内の数は、前年の構成比である。

4 47表(14-00-47)及び48表(14-00-48)参照